

東 弁 往 来

第48回 東京きぼう法律事務所 ↔ 柏崎きぼう法律事務所



柏崎きぼう法律事務所の開所式にて

柏崎きぼう法律事務所
(新潟県柏崎市)

東京きぼう法律事務所
(東京都豊島区)

会員 山本 悠一 (63期)

2010年12月～2012年1月 東京弁護士会会員 (東京きぼう法律事務所)

2012年2月～2014年7月 新潟県弁護士会会員 (弁護士法人きぼう支所 柏崎きぼう法律事務所)

2014年7月～ 東京弁護士会会員 (東京きぼう法律事務所)

1. はじめに

私は、2010年12月に東京弁護士会に弁護士登録した後、東京きぼう法律事務所における約1年間の養成を経て、2012年2月、新潟県柏崎市に「弁護士法人きぼう支所 柏崎きぼう法律事務所」を開設し、その後2014年7月まで同地に赴任していました。

2014年7月以降は、私の後に赴任した長田悠希弁護士(同じく東京弁護士会に登録し、東京きぼう法律事務所にて養成を受ける)に事務所を引き継ぎました。現在は、弁護士法人きぼうから独立して「柏崎きぼう法律事務所」として継続しており、その活動については、LIBRA2015年11月号「東弁往来」にて、長田悠希弁護士が詳細に報告しています。

そこで、今回は私から、柏崎での事務所開設直後の活動や司法過疎地から東京弁護士会に戻ってきた後の弁護士活動について、報告します。

2. 柏崎きぼう法律事務所開設直後の活動例

私が赴任した柏崎市では、すでに若干弁護士1名が事務所を開設していましたが、まだまだ地域の法的ニーズには十分に答えきれていない実情がありました。そのため、柏崎きぼう法律事務所の開設に際しては、それら地域の法的ニーズを汲み取りながら、諸々の活動を進めて行くことが求められていました。

このような状況の下で、私は、まずは地域の方々に法律事務所の存在を知ってもらい、また気軽に利用できる事務所であることを知ってもらうために、地域の方々が悩みを抱えたときにまず駆け込む市役所、社

会福祉協議会、地域包括支援センター、地域生活支援センター、町内会(コミュニティセンター)、商工会議所等に挨拶に行きました。挨拶には、事務所紹介のチラシ等を持参して、これまで自分がどのような活動をしてきたのか、当地でどのような活動をしたいと思っているのかを中心に、柏崎きぼう法律事務所が、地域の方々が気軽に利用できる事務所であること、困ったことや悩んでいることがあれば、いつでも相談に来てほしいことを説明させていただきました。

実際に各関係機関に挨拶に行った際に感じたこととして、法律事務所を利用することについて心理的ハードルが非常に高いことが分かりましたので、まず、この心理的ハードルを解消しないといけないと感じました。

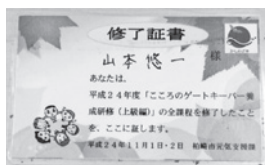
そこで私は、地域の方々が法律相談等で事務所を訪れた際に、時間があれば、昼半昼ほどの大きさの「地図」を用意して、その方がお住まいの場所や、これまで生活してきた場所を地図上で指さして教えていただき、「この場所はこういう歴史がある」「ここにはおい



柏崎きぼう法律事務所 受付

しいお店がある」などの情報を教えていただき、休日等実際に現場に行ってみました（事件現場の検証も兼ねて）。皆さん、自分達が生まれ、暮らしてきた地域のことを語られる場面では、とても生き生きとされ、外から入ってきた新参者の私にも非常に丁寧に説明して下さいました。私の中では、こうした取り組みを一つ一つ経る中で、少しずつ地域に溶け込んで行けたのだと考えています。

他方で、新潟県は、47都道府県の中でも自殺率が非常に高い地域です。私は、業務外の時間で、柏崎市福祉保健部元気支援課が主催する「こころのゲートキーパー研修」に何度も参加し、市内で自殺対策に携わっている方々と知り合いになりました。同研修は、市民が有志で参加しているものですが、私のような若い(?)男性が研修に参加してきたのが珍しかったようで、研修終了後に職員さんから声をかけていただき（そして懇親会にも誘っていただき）、その中で、市内に法律事務所を開設して活動していること、今後も一緒に活動していけたらいいなと考えていることを熱っぽく説明させていただきました。



こころのゲートキーパー研修修了証書

その後は、同研修で知り合った方々とケース会議や事例検討会を開いたりしてさらに親交を深めました。また、「自殺対策」という枠からさらに広がって、新潟県地域振興局健康福祉部（柏崎保健所）の方々とともに、年に2回「こころとくらしの総合相談会」を開催するようになりました。この相談会は、2012年度から柏崎・刈羽地域においてスタートしたもので、ハローワーク柏崎や柏崎市元気支援課、刈羽村福祉保健課、柏崎保健所等が参加して、借金や金銭面での不安、仕事が見つからない、眠れないといった悩みに関して、弁護士や福祉関係者がワンストップで対応する相談会です。これ以外にも、実際に事務所に相談依頼があった際に、自殺念慮が極めて強い方がいらっしゃった場合には、相談者ご本人の同意を得た上で、同研修や相談会で知り合った関係者の方々に私から直接連絡を取り、自宅への保健師訪問、日々の家計管理等のご協力をいただいて、複数人体制で、自殺防止のチーム対応をすることもありました。

他方で、新潟県弁護士会の会務では、主に人権擁護委員会に所属し、自殺対策に取り組みました。新

潟県弁護士会人権擁護委員会では、「HRP（ヒューマンライツプロジェクト）」との名称で、多重困難を抱えた方々に対する総合的な支援活動を行っており、私も、同委員会ではHRP活動に取り組みながら、同時に、私のホームグラウンドである柏崎地域では「柏崎版HRP」と銘打って、独自に活動範囲を広げて行きました。

3. 東京弁護士会に戻ってからの活動

2014年7月に東京弁護士会に登録を戻した後も、その後半年程度は、月に1回程度は柏崎に行き、柏崎で残った事件の打合せや市の公職等を続けていました。

2015年度からようやく東京での活動に本腰を入れられる状況になったため、私は、新潟県弁護士会が始めたHRP等を中心とする人権擁護活動を東京でも継続するとともに、刑務所・拘置所等に収容されている方々からの人権救済申立についても取り組みたいとの思いから、東弁の人権救済調査室嘱託に応募し、現在は同嘱託として、東弁に寄せられる人権救済申立事件の調査・検討等を行っています。

また、多重困難を抱えた方々への支援という点では、2015年度から各地でスタートした「生活困窮者自立支援事業」について、練馬区生活サポートセンター運営委員として、現場の職員さんらと一緒に、生活に困窮する方の自立に向けた相談支援事業や地域のネットワーク構築等の検討を重ねています。

4. 最後に

このように、司法過疎地での数年間の活動は、赴任期間の後、場所や形を変えて継続的に取り組むことが可能であり（そして、さらにその活動を発展させることも可能であり）、これから司法過疎地に赴任する方々も、是非、このような視点を持って赴任期間を過ごしていただければと思います。

私が司法過疎地に赴任し、その後、東京に戻ってきた後も、様々な経験をさせていただいているのは、柏崎地域の方々、東京弁護士会及び新潟県弁護士会の弁護士の方々をはじめ、たくさんの方々が温かく見守って下さったからであると強く感じています。

これまでお世話になった方々にはこの場を借りて御礼申し上げます。

私の座右の銘である「一隅を照らす」活動を、引き続き頑張っていきたいと思っています。